

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年8月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500034号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500011号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年10月31日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成28年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社からグループ会社のB社に平成28年11月1日付けで異動したところ、A社において、私の厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を、当初、同年10月31日とする誤った届出が行われ、その後、令和6年7月1日(受付)に、平成28年11月1日に訂正する届出が行われたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間に係る厚生年金保険料が控除されている給与明細書(写)を提出するので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された給与明細書(写)、A社から提出された請求者の入退社日が確認できる資料(写)及び賃金台帳(写)並びに同社の回答及び陳述により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(平成28年11月1日にA社からB社に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細書(写)及び上記賃金台帳(写)により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額並びに厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 28 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日に訂正する届出を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 7 月 1 日受付）しており、平成 28 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。